別紙　3

南アルプス市の公害防止協定締結状況

1 構成	甲	南アルプス市、甲斐市、中央市及び昭和町を代表する南アルプス市
	乙	三井金属鉱業株式会社→三井金属ダイカスト株式会社
	丙	
2 締結時期		昭和５９年　８月１７日　　平成１８年　２年１４日　改正 平成１５年　８月１１日　改正
3 締結内容		地域住民の健康と豊かな自然環境を守るため「公害は絶対に起こさない」の基本原則に立って工場の管理運営を行う。
4 検査報告		工場の排水口において、県条例に定める規制物質を、水質汚濁防止法に定める方法で月３回測定し翌月末日までに報告する。
5 備考		合併以前から、代表の旧八田村が毎年工場視察していた。令和７年度から工場視察は取りやめとなった。

1 構成	甲	八田村　→　南アルプス市
	乙	トヨタ自動車株式会社　→　トヨタホーム株式会社山梨事業所
2 締結時期		平成　３年　２月１２日 平成１５年１０月　１日　改正　　平成２２年１０月　１日　改正（社名変更）
3 締結内容		公害を未然に防止し、環境を保全することを目的とする。
4 検査報告		事業所の排水口等において定期的に測定する。測定回数は月１回以上とし、翌月末日までに報告する。ただし使用原材料に含有されない項目についてはこの限りではない。
5 備考		合併以前は、代表の旧八田村が毎年工場視察していた。

1 構成	甲	若草町　→　南アルプス市
	甲	甲西町　→　南アルプス市
	乙	YKK AP 山梨　→　YKK AP 株式会社山梨工場
2 締結時期		平成　元年　４月　３日 平成３１年　４月　１日　改正
3 締結内容		地域住民の健康を保護すると共に、さらに自然環境の保全との調和を図るため、乙の事業活動に伴う騒音、振動及び悪臭等の公害の未然防止を図ると共に快適な生活環境を保全することを目的とする。
4 検査報告		なし
5 備考		平成３１年４月１日の改正で、水質汚濁防止対策と監視測定の項目を削除した。

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	株式会社日立製作所オートモティブシステムグループ第三事業本部サスペンション・ブレーキ事業部ブレーキ工場→日立 Astemo 株式会社→Astemo 株式会社
2 締結時期		平成１７年　3月　１日
3 締結内容		事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。
4 検査報告		工場の排水口において、水質汚濁防止法及び山梨県公害防止条例に定める規制物質について測定し、その結果を甲に報告する。
5 備考		平成１６年８月に発生した土壌汚染については、汚染土壌浄化計画に基づき工事を実施すると共に、随時中間報告を山梨県並びに南アルプス市に行う。

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	南アルプス市戸田区
	丙	株式会社テクノプラント
2 締結時期		平成１８年　7月２５日
3 締結内容		事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。
4 検査報告		大気汚染、騒音、振動、悪臭を法に基づき測定し、その結果を甲、乙に報告する。
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	エルテック株式会社→エルテックサービス株式会社
	丙	南アルプス市戸田区
2 締結時期		平成１９年　7月１２日
3 締結内容		事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。
4 検査報告		大気汚染、騒音、振動、悪臭を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	株式会社エコ・フカサワ
	丙	南アルプス市下今井区
2 締結時期		平成１９年　9月２６日
3 締結内容		事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康と安全を確保し、生活環境の保全に努めることを目的とする。
4 検査報告		騒音、振動を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。
5 備考		

1 構成	甲	南アルプス市
	乙	有限会社峡南環境サービス
	丙	南アルプス市戸田区
2 締結時期		平成１９年１２月１４日
3 締結内容		事業活動による公害の防止を図ることにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。
4 検査報告		騒音、振動を法に基づき測定し、その結果を甲、丙に報告する。
5 備考		